

**特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の総合的な教育的支援体制の充実に関する研究
幼児期、小・中学生期、高校生期における市町村域での連携・支援・相談の充実に向けて**

木村 浩紀* 四木 定宏** 吉田 忍** 奥田 雅紀* 今井 章文*

目 次

本研究を活用するために	1
I 教育的支援体制の充実のために	
1 総合的な教育的支援体制の充実	2
2 教育的支援体制の構築	2
(1) 各年齢段階における関係機関等との連携	2
(2) 教育的支援体制の充実のための視点	2
(3) 具体的な方策	3
II 教育的支援体制の充実のための具体的な方策	
1 幼児期	
関係機関とその役割	4
支援の方策の充実	6
相談支援の充実	8
2 小・中学生期	
関係機関とその役割	10
支援の方策の充実	12
相談支援の充実	14
3 高校生期	
関係機関とその役割	16
支援の方策の充実	18
相談支援の充実	20
引用文献・参考文献	22

* 知的障害教育室 ** 聴覚・言語障害教育室

研究の概要

研究の趣旨

特別支援教育への動きは、各学校等で先進的な独自の取組や多くの事例等があげられているが、各市町村域での特別支援教育の体制整備は、そのおかれている地域性や環境等により推進状況は様々である。

そこで、本研究においては、各学校等が市町村域において、教育的支援体制の充実を図るため、各年齢段階にかかわる支援者が取り組む、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒(以下「支援が必要な幼児児童生徒」)の支援体制の構築に役立つ連携、支援、相談についての情報を収集・整理し、その方策の検討を行った。

研究の目的

支援が必要な幼児児童生徒に向けた、市町村域での関係機関等が連携した支援の充実を図る方策について、年齢段階ごとに明らかにする。

研究の内容、方法

1 研究の内容

- (1) 総合的な教育的支援体制の充実を図るために、各年齢段階にかかわる関係機関やその役割についての情報及び資料の収集を行い、具体的な連携等の方策を整理する。
- (2) 各年齢段階にかかわる関係機関が連携した教育的支援体制の充実を図るための視点を定め、その内容や方策を整理する。
- (3) 市町村域において、学校等が取り組む具体的な方策について検討し、その活用方法などについて明らかにする。

2 研究の方法及び経過

(1) 文献調査等

- ア 各年齢段階にかかわる関係機関に関する資料の収集。
- イ 各年齢段階における教育的支援体制の充実に関する文献研究。
- ウ 道内の市町村域における教育的支援体制に関する情報及び資料の収集。
- エ 市町村域における教育的支援体制に関する実践事例の収集。

(2) 事例検討

- ア 研究協力者及び所属する学校、地域における各年齢段階における教育的支援体制の事例の収集。
- イ 研究協力者の所属学校の地域での情報の収集。
- ウ 各方策についての作成及びその活用に関する事例の検討。

研究の成果

- 1 市町村域での教育的支援体制の課題について明らかにした。
- 2 各年齢段階におけるそれぞれの関係機関の役割及び連携の具体的な方策について明らかにした。
- 3 各年齢段階における市町村域での教育的支援体制の充実に向けた視点に基づいて各学校等が取り組む具体的な方策を明らかにした。

☐ 本研究を活用するために ☐

I

教育的支援体制の
充実のために

⑦ 教育的支援体制を充実させるための推進手順について「総合的な教育的支援体制」、「市町村域」、「各年齢段階」、「関係機関との連携」、「教育的支援体制の充実のための視点」の順に示しました。

II

教育的支援体制の充実 のための具体的な方策

○ 各年齢段階ごとに「関係機関とその役割」及び2つの視点(支援の方策の充実、相談支援の充実)に基づいた内容の具体的な方策を示しました。

① 各年齢段階について示しています。

② 各年齢段階における主な関係機関と役割について図式化しています。

③ 各年齢段階においてかかわりの深い連携機関について具体的に示しています。

⑤ 教育的支援体制の充実のための視点を示しています。

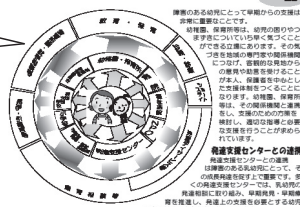
⑥ 見開きページ分の趣旨について示しています。

⑦ 具体的方策のタイトルを示しています。

II 教育的支援体制の充実のための具体的な方策

● 幼 児 期

関係機関とその役割





本人
保護者
支援センター

発達支援センターの事業例

発達支援センターが行う主な取組事業

- 発達相談
 - ・ 相談で随時行う相談
 - ・ 1歳から7歳児を対象とした相談
 - ・ 発達障害の専門知識をもった、随時での発達上の心配のあると思われる受診児を対象に行える相談
- 生活の支援
 - ・ 生活の場や学校へ、発達障害を考慮した支援
 - ・ 学校行事参加
 - ・ 地域の活動と相談等
- 生活の場への支援
 - ・ 近所での不安や悩みについての相談

児童デイサービス

- Pの参画

発達支援センターの事業例は、児童や家族によって大きく異なり、保護者などによって大きく変わります。児童の状況や希望を踏まえ、関係者全員で考えることが必要です。

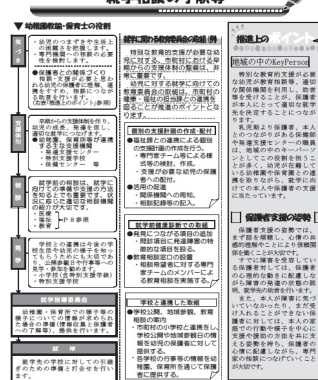
Aちゃんの足跡

[illegible]

⑨ 参考文献やWebページについて掲載しています。

それぞれの年齢段階の幼児児童生徒についての事例を紹介しています。

就学相談の手順等



① 具体的方策の推進上のポイントなどについて示しています。

⑧ 具体的方策の内容を示しています。

なお、本研究においては

- ・特別支援教育コーディネーターは、「コーディネーター」と、特別な教育的支援が必要な幼児又は児童生徒は、「支援が必要な幼児」「支援が必要な児童生徒」と記述します。
- ・本研究で述べる教育相談とは、「関係機関等の専門家が本人・保護者・支援者に対して、教育的な事項や配慮などについての助言などを行う」の狭義な意味での教育相談のこととします。

I 教育的支援体制の充実のために

1 総合的な教育的支援体制の充実

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(平成15年特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議)では、特別支援学校や小・中学校、医療、福祉機関等の専門機関が連携・協力した支援を行うためのネットワークづくりを通じて、地域全体で障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応していく体制を構築していくことが必要であると述べられています。さらに、障害者基本計画(平成14年内閣府)においては、障害者一人一人のニーズに対応して総合的かつ適切な支援を行うことを基本方針としつつ、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、計画的に教育や療育を行うことなどが示されています。

そこで本研究では、総合的な教育的支援体制を、「支援が必要な幼児児童生徒のそれぞれの年齢段階において、関係機関が連携して指導及び支援をすること」と「支援が必要な幼児児童生徒を幼児から学校卒業まで一貫した指導及び支援を行うこと」ととらえます。

総合的な教育的支援体制の充実のためには、各学校等がおかれている現状とその課題や果たすべき役割などを整理し、適切な指導と必要な支援が行える体制を整備することや更なる推進を図ること、そこにかかわる支援者一人一人の専門性などの向上が必要であると考えます。

総合的な教育的支援体制の充実に向けての取組は、各市町村単位で進めることとなりますが、市町村によってその人材や関係機関等のリソースが様々であり、市町村単位では必ずしも十分な支援体制が組めない状況が考えられます。そこで、人材や関係機関などの確保と活用が行える複数の市町村のまとまりを市町村域とし、その圏域の中での活用及び連携が行われるようにと考えました。

2 教育的支援体制の構築

(1) 各年齢段階における関係機関等との連携

本研究では、教育的支援体制の充実のために年齢段階を、就学前の時期の「幼児期」、義務教育期間中の「小・中学生期」、後期中等教育の時期である「高校生期」と決めました。それぞれの年齢段階では、生活や学習等の環境、主な支援者等が変化することがあり、また、年齢段階間においては、小・中・高等学校への就学、進学等の学校教育上の移行期になることから継続した支援には、関係機関の連携が必要となります。

関係機関との連携の重要性は、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年中央教育審議会)の総合的な体制整備に関する課題の中で、総合的な支援体制整備に当たって、学校内外の人材はもとより、外部の専門家の総合的な活用を図ることや福祉、医療、労働など関係機関等との連携や協力を進めるとともに、親の会やNPO等との連携を図り、ネットワークを構築する必要があると述べられています。教育的支援体制を充実する上では、支援が必要な幼児児童生徒に対して、どのような関係機関と、どう連携することが望ましいのかなどの各関係機関の役割や連携の在り方について、年齢段階ごとに学校間等の縦の連携とともに、関係機関からの協力、連携等のつながりを含めた教育的支援体制の構築が求められています。

(2) 教育的支援体制の充実のための視点

関係機関との連携の下に教育的支援体制を充実させるため、「支援の方策の充実」及び「相談支援の充実」の2つの視点を設定しました。

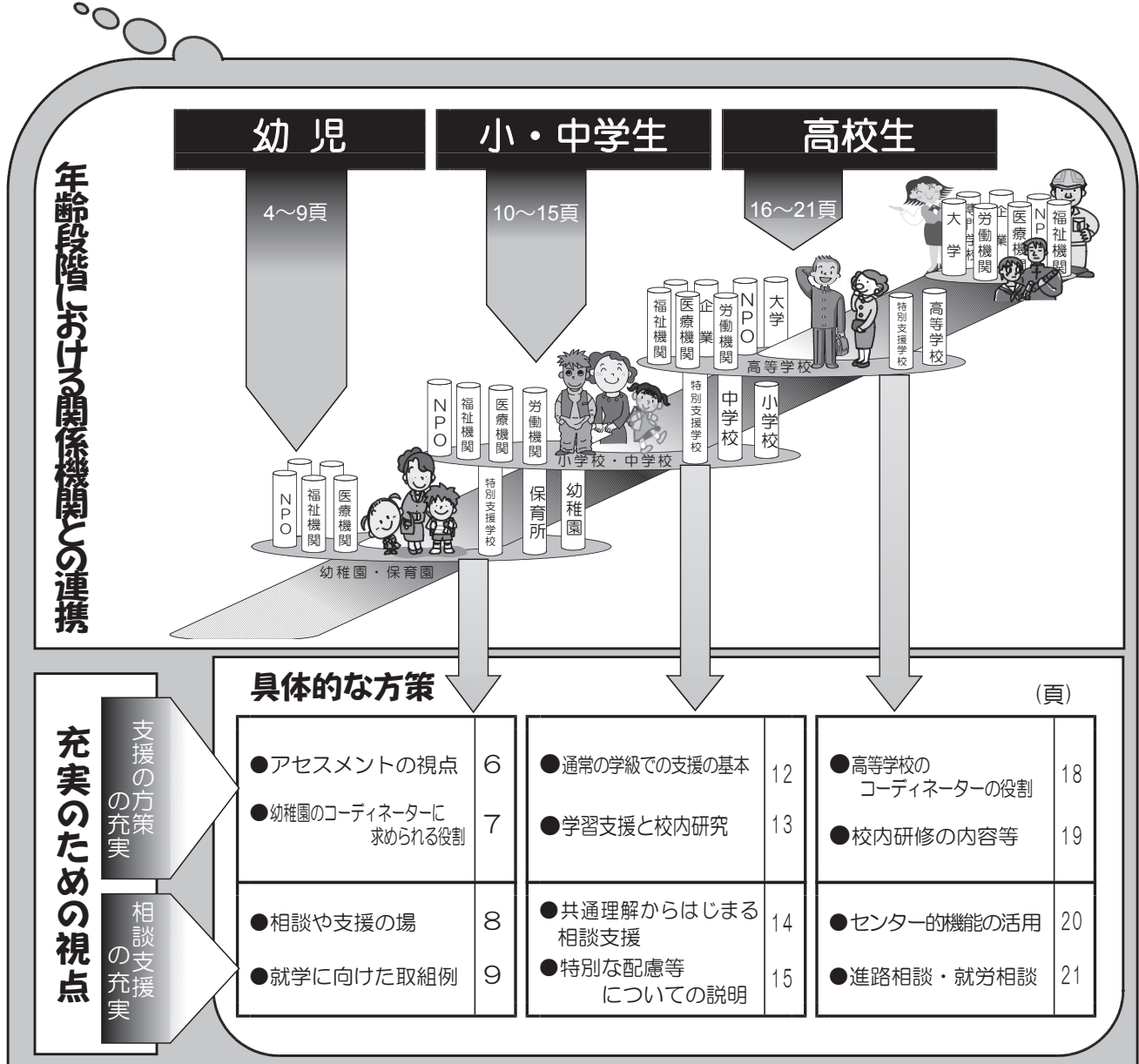
- 支援の方策の充実～教育的支援体制を活用して、各年齢段階における学校や教員等が担う役割や支援の内容・方法について
- 相談支援の充実～本人・保護者、学校等が関係機関を利用した相談や、学校が本人・保護者に対して行う相談支援について

(3) 具体的な方策

年齢段階ごとに、2つの視点に基づく教育的支援体制を進めるための具体的な方策をまとめました。具体的な方策を検討するに当たっては、平成15年に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」の中で、「市町村の教育委員会などが中心となって児童生徒本人や保護者に対する相談支援を継続する体制を構築することなどは、総合的な支援体制を構築する上で重要な要素と考えられる」と述べられていることから、市町村域において取組が可能な事項について示しました。

本稿で示す具体的な方策については、今日までの特別支援教育の推進のために取り組まれてきた様々な事項や、今後の充実のために取り組まれることが望ましい事項を年齢段階ごとにまとめたものです。各年齢段階のそれぞれの方策について、現在の市町村及び当該学校等の取組状況と照らし合わせることで、各市町村域における教育的支援体制の推進状況の確認を行うことができ、次のステップに向かうためのガイドとなるように構成しています。

市町村域での教育的支援体制の構築

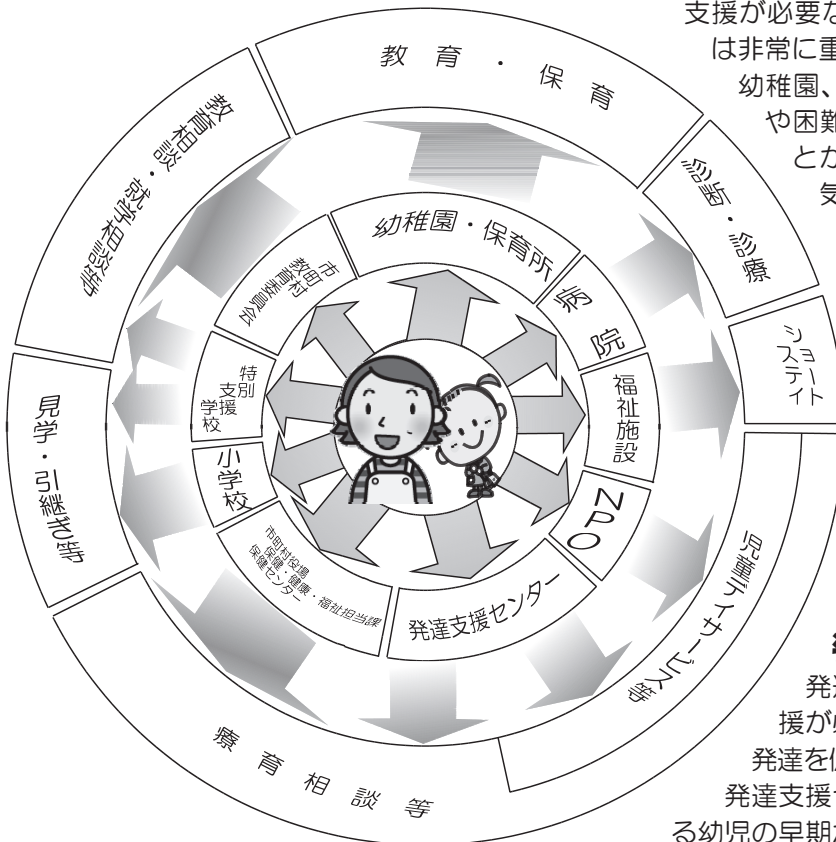


教育的支援体制の充実のために

Ⅱ 教育的支援体制の充実のための具体的な方策

● 幼 児 期

関係機関とその役割



支援が必要な幼児にとって早期からの支援は非常に重要なことです。

幼稚園、保育所等は、幼児のつまずきや困難さについていち早く気付くことができる立場にあります。その気付きを地域の専門家や関係機関につなげ、専門的な見地からの意見や助言を受けることが本人・保護者を中心とした支援体制をつくることにつながります。幼稚園、保育所等は、その関係機関と連携をし、支援のための方策を検討し、適切な指導と必要な支援を行うことが求められています。

発達支援センターとの連携

発達支援センターとの連携は、支援が必要な幼児にとって、その成長、発達を促す上で重要です。

発達支援センターでは、発達に課題のある幼児の早期からの相談に取り組み、支援を必要とする幼児に対する療育を専門的に行います。

発達支援センターの事業(例)

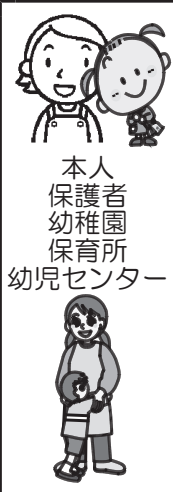
発達支援センターが行う主な相談事業

- 発達相談
 - ・事業所で随時行う相談
- 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査等の発達相談
 - ・指導員の派遣による、健診での発達上心配のあると思われる受診児を対象に行われる相談
- 移動療育相談
 - ・地域の要請に応じ、指導員を派遣しての相談
- 就学時健康診断
 - ・健診時の検査と相談等
- 退所後の相談
 - ・退所後の不安や悩みについての相談

児童デイサービス

- P8参照

※発達支援センターの事業等は、地域や事業所によって異なります。保護者等へ紹介する場合は、問合せを行うなどして、情報入手することが必要です。



Aちゃんの足跡



大きな産声をあげて生まれ、すくすくと育ってきた。1歳の誕生日には立つことができたが、意味のある言葉は、1歳6か月児健康診査のときにはまだなかった。泣いたり、ぐずったりすることもなく、おとなしくて手のかからない子どもだった。

事 柄	本人の様子等	支援者のかかわり・対応・手立て等
1 歳 ▷ 1歳6か月児健康診査 2 歳	・指さしは見られたが、意味のある言葉が出ていなかった。 ・少しずつ言葉が増える。	▶ ・保健師が経過観察をする。
3 歳 ▷ 3歳児健康診査	・単語を使い、やりとりができるようになる。 ・子育て広場に参加するが、母親のそばを離れることができない。	▶ ・保健師が保健センター主催の子育て広場を紹介する。 ▶ ○保護者は、他の子どもとうまくかかわれないことから、集団生活になじませるため幼稚園に入園させる。
4 歳 ▷ 幼稚園入園	・新しい環境になかなか慣れず、泣いていることが多い。 ・一斉の指示では、何をするのか分からず、大きな声をあげたり、泣いたりすることが多く見られる。 ・新しい活動前に個別の言葉かけを行うことで、以前よりは、泣くことは少なくなる。	▶ ・幼稚園の担任は、集団になじめないことを心配して、保護者に発達支援センターを紹介する。 ▶ ○保護者は、少し様子を見てからと判断し、発達支援センターに通うことを見送る。 ▶ ・幼稚園の園内研修で、特別支援学校のコーディネーターを招き、子どもにとって分かりやすい対応について全職員が学ぶ。 ▶ ・担任は、絵カードを使い説明したり、スケジュールを事前に分かりやすく示すなどの工夫をする。 ▶ ・担任は、Aちゃんの成長と幼稚園での取組について、保護者に連絡帳などで知らせるようにする。
▷ 年度末懇談会	・日常の決まった活動は、周りを見ながら行動できるが、言葉が少なく、自分の思いをうまく友達に伝えられないため友達とのトラブルが見られる。	▶ ・担任は、言葉を増やすためには、専門的に指導をしてくれる場が必要と考え、再度、発達支援センターを紹介する。 ▶ ○保護者は、乳幼児期からAちゃんの様子を見ていた保健師に相談する。 ▶ ・保健師も発達支援センターでの指導を勧める。 ▶ ・発達支援センターは、Aちゃん言葉の様子や人とのかかわりの様子など、丁寧に観察し、保護者に個別指導の必要性を説明する。
5 歳	・発達支援センターでの個別指導を受けたことでやりとりする言葉が増えるとともに話や問いかけの内容等の理解も良くなる。	▶ ○保護者は、発達支援センターで週1回の指導を受けることを決める。
6 歳 ▷ 保護者懇談	・言葉につながりが出てきたが、助詞の使い方に誤りがあり、言いたいことがうまく伝わらない。	▶ ・担任は、就学に向けて保護者と話し合いをもつ。
▷ 巡回教育相談	・巡回教育相談で、言葉の理解や相手の話の聞き取りに苦手さがあることが分かる。	▶ ○保護者は、言葉の理解が伸びてきたことで安心していただけ、小学校入学後の学校生活には不安をもっていた。 ▶ ・担任は、道立特別支援教育センターの巡回教育相談を勧める。 ▶ ・相談員から、通常の学級でおおむね学習には参加できるが、言葉の面で個別の支援が必要と助言を受ける。
▷ 市の就学指導委員会		▶ ・就学指導委員会は、通常の学級に在籍し、通級指導教室で指導を受けることが望ましいと判断する。
▷ 小学校との交流	・幼稚園と小学校の交流会があり、入学予定の小学校で一緒に活動を楽しむ。	▶ ・交流の場で、小学校のコーディネーターや通級指導教室の担当者など、校内委員会のメンバーがAちゃんの様子を観察したり、幼稚園の担任と情報交換をする。 ▶ ・保護者の要望もあり、Aちゃんの入学後の支援について、幼稚園、発達支援センター、小学校の校内委員会のメンバーが集まり話し合いをもつ。 ▶ ・学校で継続できる支援や、通級指導教室での指導などについて検討を行う。
▷ 入学予定小学校での校内委員会		

幼児期 支援の方策 の充実

- ・支援が必要な幼児のつまずきや困難さは、障害に起因するものだけではなく、環境や状況など、様々な要因が作用している場合があります。それらのことを的確に把握する上でも、多面的なアセスメントが必要です。
- ・幼稚園全体で特別支援教育を進める上で、キーパーソンとしてコーディネーターの役割は重要です。また、その役割を発揮するために、他の先生方の理解や協力が必要です。

Contents アセスメントの視点

アセスメントとは

アセスメントとは、子どもの状態の理解を進め、課題を整理し、指導の方針、目標の設定につながるようにするために、直接の観察や保護者や関係者などから得られた情報と心理検査などの検査の結果を合わせることを言います。

アセスメントを行う場合、事実を客観的に整理して、他の支援者が見たときに、子どもの全体像がつかめるように資料を作成します。また、子どもの欠点や問題点のあら探しにならないよう、「できること」と「つまずきや困難さ」が分かるようにまとめることが大切です。

推進上のポイント

幼児期に用いられることが多い心理検査(抜粋)

●遠城寺式・乳幼児分析的発達検査

- ・子どもの発達を各機能に分析して測定。
- ・心身障害児の状態、発達の様相を短時間で診断できます。

●絵画語い発達検査(PVT)

- ・言語の理解力の中でも特に基本的な語いの理解力の発達の度合いを短時間に測定できます。

●KIDS乳幼児発達スケール

- ・乳幼児の行動全般から発達をとらえることができ、場所・時間の制約を受けずに短時間で診断できます。

●新版S-M社会生活能力検査

- ・社会生活に必要な能力(社会生活能力)の発達の程度(社会成熟度)から、子どもの「自分自身の生活を処理し、やがて成人に至る様々な活動に参加する能力の発達」の状況をとらえることができます。

ここが大切！

心理検査を実施するときは、実施することだけを目的とせず、生活の様子や本人の状態をおさえ、指導や支援の具体的な内容、方法につなげることが重要です。

検査結果について

- ・検査時の周囲の状況や本人の状態によって、検査結果は変わります。
- ・得られた数値は、本人の能力や適性などの全てを表すものではありません。

本人・保護者の支援については、次のような視点で生活などの様子を把握して進めることが大切です。

- 家庭生活
 - 身辺処理の状況
 - ・排せつ・食事・着脱・洗面・歯磨き・入浴・整理整頓・睡眠
- コミュニケーション
 - 言語の状況
 - ・理解の状況(名前、身近な物、指示、日常会話)
 - ・表出の状況(身振り、クレーン、一語文、二語文、多語文、日常会話)
 - ・発音の明りようさ
 - 文字
 - ・読み書き(名前、平仮名、片仮名、数字 等)
- 概念
 - 基本概念
 - ・大小・長短・軽重・上下・左右・前後・色
- 行動面
 - 遊び・運動
 - ・遊びの様子(一人、集団、感覚、見立て、ごっこ遊び)
 - ・ルールの理解
 - ・運動の様子(微細運動、粗大運動)
 - 対人関係
 - ・友人関係・集団参加
 - ・主なかわりの対象(同年代、年下、年上、大人)
 - 行動特性
 - ・こだわり・自傷・他害・パニック
 - ・感覚過敏・多動・衝動性・不注意
- 情緒・心理面
 - 気持ちの安定

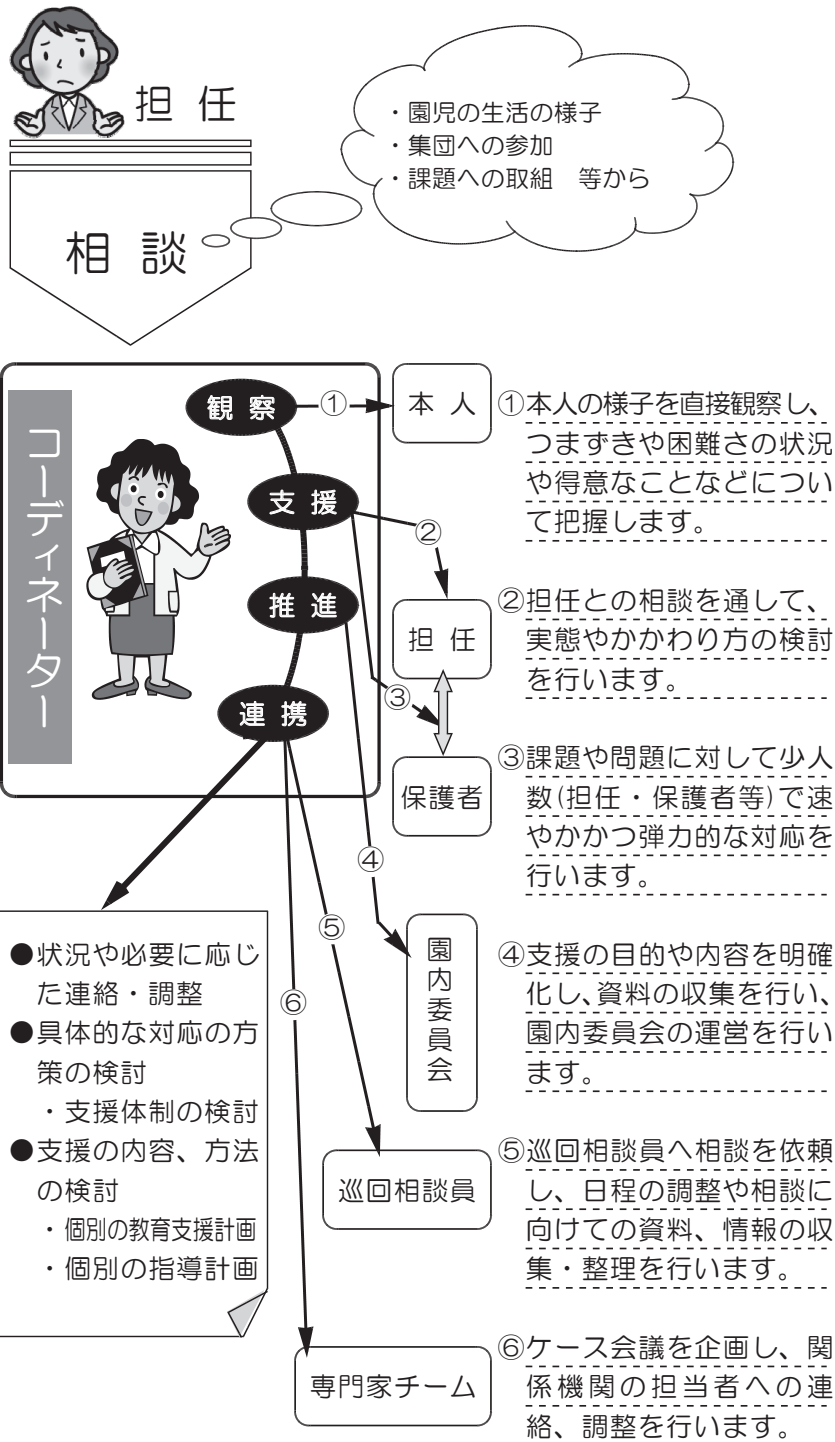
様式例

氏名	〇〇〇〇	男(女)	年齢	5歳3月	記入日
項目	状態・状況・様子等				特記事項
排せつ	☒ 自立 ☐ 援助(小便・大便・後始末・清潔)				
食事	☒ 自立 ☐ 援助 道具の使用(☒ スプーン・フォーク ☐ ストロー・手づかみ) 偏食(無・有)(トマト) 咀嚼・嚥下()				・はしは練習 ・食べこぼし ・トマトは全
着脱	☐ 自立 ☒ 援助 パンツ・シャツ・靴下 ボタン・ファスナー 前後・左右・表裏				・小さなボタン ・表裏は、ま
洗面	☐ 自立 ☒ 援助(タオルで顔をふく程度)				・石けんは、
歯磨き	☐ 自立 ☒ 援助(仕上げが必要)				・抵抗はない
入浴	☐ 自立 ☒ 援助(洗髪・身体洗い)				・親と入浴し
整理整頓	☐ 自立 ☒ 援助(親と一緒にやっている)				
睡眠	☒ 自立 ☐ 不規則 ☐ 睡眠障害 ☐ 夜尿 睡眠時間(20:00 ~ 7:30)				・一人で布団 ・一度寝ると
理解	☒ 名前 ☒ 身近な物 ☐ 指示 ☐ 日常会話				・人の会話は
表出	☐ 身振り ☐ クレーン ☐ 一語文 ☐ 二語文 ☐ 多語文 ☒ 日常会話				・相手は母親 ・よくしゃべ
発音	☒ 明りよう ☐ 不明りよう()				
文字	☒ 名前 ☒ 平仮名(全部・一部) ☒ 片仮名(全部・一部)				・漢字にも興
読み	☒ 安定 ☐ 不安定				

Contents

幼稚園のコーディネーターに求められる役割

特別な教育的支援が必要な園児の支援におけるコーディネーターの動き(例)



推進上のポイント

園内体制の整備

コーディネーターがその役割を十分に発揮するためには、園内での支援体制の整備が欠かせません。園内委員会の設置や全教職員での特別支援教育への理解や取組等、園長のリーダーシップのもとで、園の規模や状況に合わせた具体的な取組を進めていくことが大切です。

支援のポイント

- 「そこ」「あそこ」などの抽象的な言い方を避け、「机の中」などと具体的に伝える。
- 一度に多くのことを伝えず、一つのことを簡潔に伝えるようにする。
- 名前を呼ぶなど、話し手に注目しているのを確認してから話したり、見せたりする。
- 言葉による問いかけや指示だけでなく、写真や絵カードを用いたり、見本や手本を示して活動の内容を理解しやすくする。
- 時間的な見通しがもてるよう、作業の終わりを示す。
- 得意な能力を生かした活動ができるように工夫する。
- 苦手な活動は、子どもの様子に留意しながら、到達や達成を焦らずに、短時間ずつの指導を期間をかけて積み重ねるようにする。
- 困っているときは、どうしてほしいのか尋ねるなどして、それぞれの子どもにあった方法で援助する。
- 急激な変化を苦手とする子どもの場合は、計画したことを急に変更することがないように留意する。

幼児期 相談支援の 充実

- ・相談や支援の場は、本人・保護者の主訴や課題に応じて利用、活用することが重要です。悩みや問題などに対して、専門家の客観的な意見をともに、支援の糸口を見つけることができます。
- ・子どもの発達の状態などに応じた適切な教育の場で教育を受けることは、将来の成長・発達を促す上で非常に重要です。そのための支援体制を整え、関係機関を利用した教育相談を行うなどして、就学に向けての取組を行うことが大切です。

Contents..... 相談や支援の場

北海道教育委員会特別
支援教育課HP
●障害のある幼児児童
生徒にかかわる関係
機関リスト
http://www.dokyo.jp/ref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/rist_top.htm

特別支援学校.....

地域の特別支援学校では、小学校への就学や中・高等学校への進学に関する情報の提供、助言のほか、子どもの障害や発達に関する教育相談を行っています。さらに、幼児の教育相談も行っており、必要に応じてより専門的な相談機関の紹介も行います。また、幼稚園等への支援も行っています。問合せや相談の申込みは、各特別支援学校の教頭先生が受け付けています。

子育て支援センター.....

地域の子育て支援センターは、保育所などに併設される相談支援施設で、地域の子育てネットワークの中核として育児相談や育児サークルへの支援などを行っています。地域の住民なら、誰でも利用することができます。そこでは、育児についての相談に応じたり、育児講座、体験保育、各種サークルの援助など、子育てを支援する様々な活動を行っています。

北海道立特別支援教育センター.....

就学や教育の場の変更に関する相談、乳幼児や児童生徒等の発達や障害の状態、早期教育、家庭教育、学校教育、教育機器などに関する相談を行います。

- 巡回教育相談(6月下旬～10月上旬)
- ・各支庁によって、申込みや相談の時期が変わります。
- 来所教育相談(通年)

発達支援センター.....

- 児童デイサービス
- ・個々のニーズに応じて個別指導、グループ指導を行っています。
- ・相談、情報提供、家庭訪問、医療機関・相談機関への同席を実施しています。
- ・就園、就学の引継ぎを行います。
- ・福祉、教育、医療と連携しながら支援を行っています。
- ・関係機関や専門機関と連携した支援、助言を行っています。
- ・ケース会議を実施しています。

福祉施設.....

支援が必要な幼児に対して相談や養育上の助言等を行っている施設があります。また、ショートステイや母子訓練等障害者自立支援法に基づいたサービスを利用することができます。

各種サービスの利用は、各施設によって異なるため、事前に問合せた上、保護者へ紹介することが必要です。

保健センター(健康センター、保健福祉総合センターと名付けられているところもあります)

地域における保健活動・保健サービスの拠点として地域住民のための健康づくりの場、直接サービスの場という役割を担っています。保健センターには、保健師が所属していることが多く、保健師は主に次のような業務を行っています。

- 母子保健…乳幼児健診(3か月児、1歳6か月児、3歳児)、乳幼児相談、親子教室、母親学級、新生児家庭訪問 等
- 老人保健 ●精神保健 ●予防接種 他

法で定められた事業を行っていますので、市町村ごとに呼称は違っても内容はほぼ同じサービスを行っています。

児童相談所.....

児童相談所は、市町村の児童相談業務への援助とともに専門的な知識及び技術を必要とする児童(18歳以下)に関する相談に応じ、社会診断、医療・心理的診断、行動診断を行い、それらに基づいて必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

- 児童相談の内容
- ・養護相談 ・非行相談 ・健康相談
- ・育成相談 ・障害相談 その他の相談

○療育手帳証明、特別児童扶養手当診断証明等の各種福祉制度の申請に必要な判定書の交付を行います。

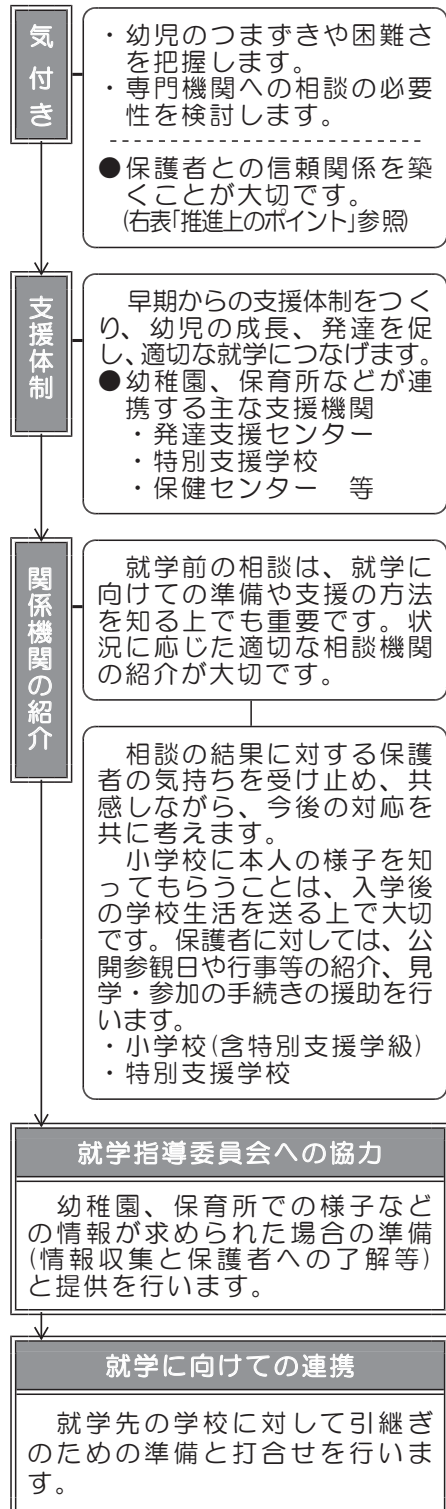
※巡回相談の時期は、各市町村で異なりますので、管轄の児童相談所などへの問合せが必要です。

・障害等の診断については、医療機関が行います。

Contents

就学に向けた取組例

▼ 幼稚園教諭・保育士の役割



就学に関わる教育委員会の取組

保健・健康・福祉担当課と連携した取組

- 3歳児健康診査への参加
 - ・ 健康診査への参加
 - ・ 相談窓口の設置 等
 (就学前健康診断でも同様の取組を)
- 個別の支援計画への参画
 - ・ 個別の支援計画への取組(様式、計画、実施)への参画
 - ・ 関係機関への周知などの策定、活用の促進

教育委員会は、早期からの支援体制を充実させるため、市町村の保健・健康・福祉の担当課との連携を図ることが大切です。

学校と連携した取組

- 学校見学

学校見学では、保護者が学校教育の内容を十分理解できるよう、学習のねらいについて説明します。また、就学した場合には、どのような指導・支援を受けることができるかなどを具体的に知らせます。
- 体験学習

就学前に子どもが学校の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会を設定します。
- 理解啓発資料の提供
 - ・ 学校見学や体験入学の案内を配布します。
 - ・ 学校便りや学校紹介のパンフレットを配布します。
 - ・ ホームページなどで情報を随時提供します。
- 座談会などの機会の設定
 - ・ 就学している保護者の体験を聞く機会を設けます。
 - ・ 就学に関する体験集を作成し、活用を図ります。

保護者の理解を得るために、学校との連携や協力を十分に図りながら、具体的な情報を提供し、積極的に働きかけることが大切です。

- ・ 子どもにどのような学習内容を設定するか。
- ・ どのような方法で教育を行うのか。
- ・ 子どもの成長、発達の見通しはどのようなのか。
- 等

推進上のポイント

保護者との関係づくり

信頼関係を築くためには、まず保護者の話に傾聴し、心情に共感的な理解をすることが大切です。

既に子どもの障害を受け止めている保護者に対しては、保護者の心理的な動きに配慮しながら障害や発達の状態の説明、就学先の助言を行います。

また、保護者が子どもの障害に気付いていなかったり、受け入れることができていない場合は、育児上で困っていることを共有し、課題解決へ向けての話し合いをするなど共感的な姿勢で、保護者の心情に配慮しながら、専門家の相談につなげていくことが大切です。

地域の中のKey Person

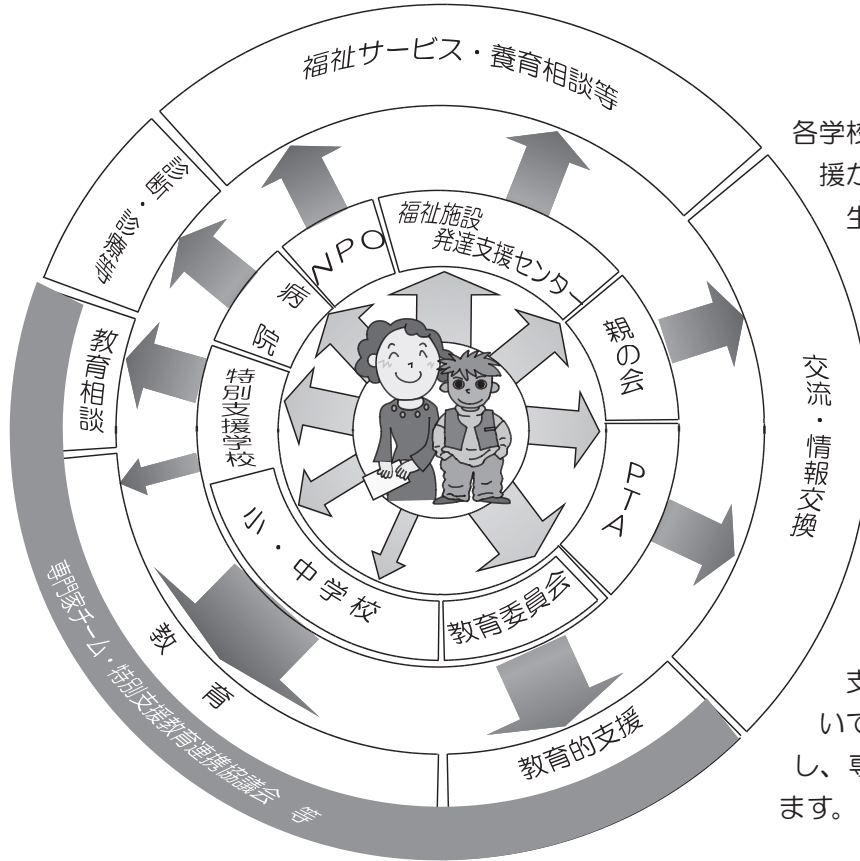
教育関係機関から、必要な支援などについて相談し、助言を受けることが、支援が必要な幼児の適切な就学を決定することにつながります。

乳児期からつながりがある保健師や、発達支援センターの職員は、地域の中のキーパーソンとして、関係機関の相談につなぐ役割を担うことが多く、幼児が在籍している幼稚園や保育所と連携をとりながら、就学に向けて本人や保護者の支援に当たっています。

教育的支援体制のための具体的な方策

● 小・中学生期

関係機関とその役割

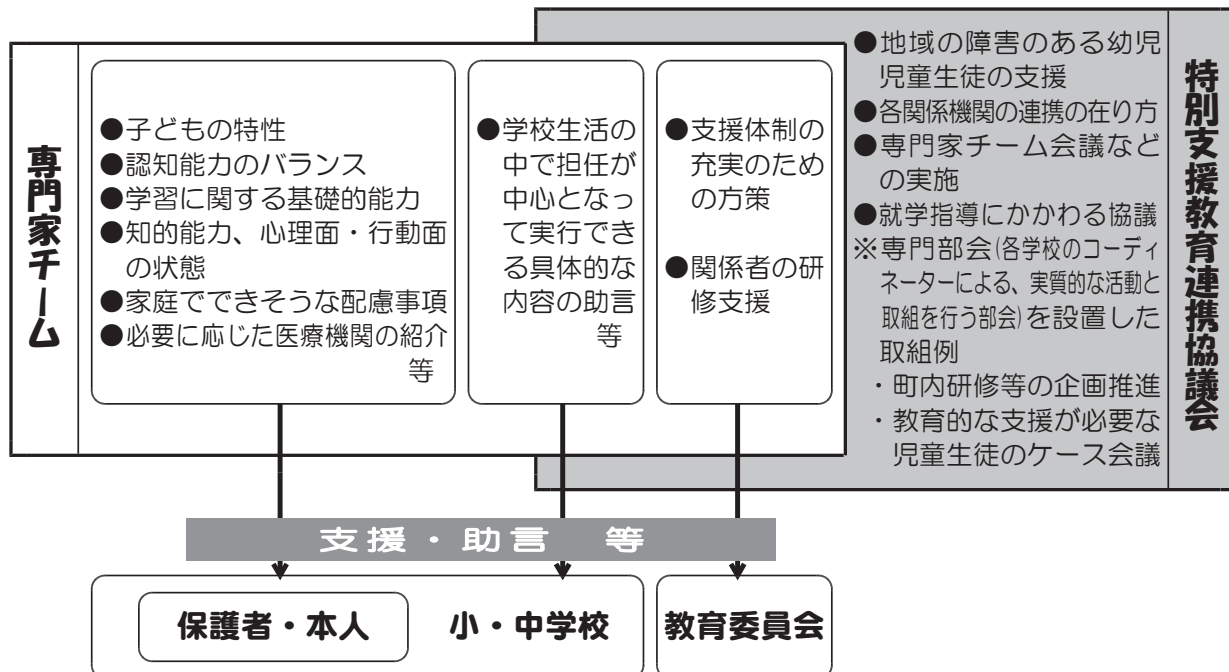


各学校の特別支援教育への取組は、支援が必要な児童生徒の成長、学習や生活を円滑に行う上でとても重要です。

学校は、地域や関係機関と密接に連携をとりながら校内体制の整備に取り組み、適切な指導と必要な支援の充実を図ることが求められています。

専門家チームや特別支援教育連携協議会との連携

支援が必要な児童生徒の指導について、必要に応じて学校から要請をし、専門的な助言を受けることができます。





3歳児健康診査で言葉の発達に遅れがあると言われ、地域の発達支援センターで支援を受けていた。発達支援センターで指導を受けながら、幼稚園に入園する。入園当初は、活動内容が分からず、大声をあげたり、泣くことが多かったが、補助員がクラスに入り、その後は落ち着いて活動できた。

事柄	本人の様子等	支援者のかかわり・対応・手立て等
小学1年 ▷通常の学級に在籍 ▷通級指導教室に週1回通い、個別の指導を受ける 小学2年	・学校生活では、大きな混乱はなかったが、ルールへのこだわりがあり、他の子どものちょっとした間違いを大声で指摘するため、学級では浮いた存在となる。 ・ゲームなどの活動で、順位にこだわりが見られる。 ・友人関係で、自分の思いが伝わらず、相手をたたくようになる。 ・巡回相談員の教育相談を受け、心理検査を行う。 ・心理検査の結果から、言語理解に難しさがあり、集団場面での指示理解に困難が見られることが分かる。	・学校は、幼稚園から引継ぎを受け、有効だった絵カードやスケジュールを示すなど、Bさんに分かりやすい手立てをとる。 ・個別指導の中で言葉を広げたり、人のかかわり方を学ばせる。 ・校内委員会で、対応についての話し合いをもつ。 →保護者の了解を得て、専門家チーム、巡回相談員の相談を受けることとする。 ・巡回相談員が来校し、Bさんの様子を観察する。 ○保護者は、個別的教育支援計画の策定を専門家チームから勧められる。 ・学校は、保護者の承諾を得て、個別的教育支援計画を策定する。 ・学校は、策定の方法について特別支援学校のコーディネーターに協力を求める。
小学3年	・学習面では大きなつまづきはないが、話し合いや作文の学習で分からなくなると不安になり、大きな声を出す。 ・授業中に大きな声を出すことが少なくなる。	・学級での支援のために、市に支援員の配置を要請し、配置される。 ・小学校は、指導の方法や支援の在り方を検討する。 →話し合いの流れを明確にする。 →作文の書き方の手順を具体的に示す。
小学6年 ▷引継ぎ	・大学生や高校生のボランティアの支援を受けて、「遊びの教室」の活動に楽しく参加する。人のかかわりにも広がりが見られるようになる。	・専門家チームのメンバーから、人のかかわりを広げるために、NPOが主催している発達障害の子どもたちのための「遊びの教室」を紹介される。
中学1年 ▷医療機関を受診	・中学校では教科によって授業の進め方が違うため、授業の流れがつかめず学習面での遅れが目立つ。 ・違う小学校から進学してきた生徒の中に、Bさんをからかう生徒がおり、学習面、生活面の双方で自信を失い、「学校にいきたくない」との発言が多くなる。 ・医師からの説明で、今までうまくいかなかったことが自分の努力不足ではないことを知り、学校での個別指導や支援を受け入れるようになる。	・小学校は、進学に向けて引継ぎが必要なことから、中学校のコーディネーターに連絡をとる。 ・中学校の校内委員会のメンバーが小学校を見学する。 ・保護者の希望もあり、「個別的教育支援計画」を基に、小学校のコーディネーター、担任も参加し、中学校の校内委員会で話し合いをもつ。 ・学年の担当者が集まり、授業の様子から共通の対応の必要性について話し合う。 ・スクールカウンセラーが、学校での悩みなどを聞き、心理的な支援を行う。 ・校内委員会でBさんがほかの人との違いやうまくいかないことへの不安が強いことが、報告される。 →保護者との話し合いをもち、医療機関の受診の必要性を検討をする。 ・医師から、得意、不得意の要因について、Bさんに説明がある。
中学2年 ▷通級指導教室へ通う	・国語と英語の聞き取りが苦手であるため、通級指導教室で週に2回、個別の指導を受ける。 ・習熟の程度に応じた学習を行い、自信を取り戻す。	
中学3年	・進学は、地元の公立高校を希望し、受験勉強を始める。高校進学後は、以前参加していた「遊びの教室」でボランティアをしたいと考えている。	

教育的支援体制のための
具体的な方策

小・中学生期 支援の方策 の充実

支援が必要な児童生徒のつまずきや困難さが、本人の性格や努力不足と誤解され、必要な支援などが受けられないままに学校生活を送らなければならないことがないように、子どもたちの声を受け止め、学校生活や学習指導の方策の検討などを学校全体で取り組むことが大切です。

Contents 通常の学級での支援の基本

気付き

子どもたちからのSOSを見逃さないための視点

学習面

- ・教科書を開かずに、落書きを続ける。
- ・授業と関係のない発言。
- ・書きとりが苦手。
- ・単語の聞き誤りが多い。
- ・まとまった文章で話すことができない。
- ・単純な文章しか書けない。
- ・長文の読解が苦手。
- ・数字の位が理解できない。
- ・九九を暗記しても、計算に使えない。
- ・繰り上がり、下がり理解できない。

生活面

- ・因果関係の理解が難しい。
- ・日常的な言葉の意味の理解が乏しい。
- ・相手の気持ちを考えずに見た通りを口にする。
- ・興味の対象が移りやすい。
- ・忘れ物を何度も繰り返す。
- ・極端な偏食。
- ・思い通りにならないと気持ちが乱れる。

行動面

- ・激しい癇癢。
- ・自傷をする。
- ・暴力的な行動。
- ・危険な行動。
- ・多動。
- ・席を離れる。
- ・落ち着きがない。
- ・やる気がない。
- ・指示が通らない。
- ・こだわりが強い。

集団参加

- ・教師の話を聞いていない。
- ・指示に従わない。
- ・勝手にその場を離れる。
- ・話合いに参加しない。
- ・ルールを守らない。
- ・勝ち負けに過度にこだわる。
- ・一番であることに過度にこだわる。

友人関係

- ・友達がいない。
- ・ささいなことでもけんかになる。

二次的な障害等との関連が考えられる様々な行動

- ・身体不調。
(腹痛、頭痛、下痢等)
- ・朝、起きられない。
- ・朝、学校に行きたがらない。
- ・遅刻、早退が目立つ。
- ・保健室へ行く回数が増える。
- ・休む回数が増える。
- ・生き物を残虐する。
- ・学校の器物を壊す。
- ・刃物を持ち歩く。
- ・万引きをする。
- ・危害を加える。
- ・学校では問題行動が多いが、親の前では良い子になり、そのギャップが大きい。
- ・問題行動の動機が容易に理解できなかったり、理解困難な場合がある。
- ・いじめ、いじめられるの関係を理解していない。
- ・先にいじめたり危害を加えたことを忘れて、いじめられたことだけを訴える。
- ・相手の気持ちを理解せず、自分の思いだけを訴える。

連携

学校内での相談、連携

- コーディネーターへの相談
- 校内委員会での対応
- 関係機関との連携
- 特別支援学校
- 巡回相談員
- 専門家チーム 等

- ・具体的方策の検討
- ・支援体制づくり
- ・専門機関の紹介 等

「支援の基本」の内容の詳細は、北海道立特別支援教育センターHPよりダウンロードできます。

☆PEARLS OF WISDOM
～特殊教育のノウハウの活用～
北海道立特殊教育センター(2004)

☆研究紀要第20号
北海道立特殊教育センター(2007)

対応

支援の基本

つまずきの原因に応じた対応の工夫

- ・指導内容をスモールステップ化する。
- ・具体的な教材を活用する。
- ・学習速度に応じた働きかけを行う。
- ・基礎的・基本的内容は繰り返し指導する。
- ・学習の経過や成果を分かりやすく伝える。

集中できる環境づくり

- ・集中できるための環境を工夫する。
- ・集中できる時間や課題の量を知る。

指示、説明の具体的なアプローチ

- ・視覚的、数量的な指示、説明。

得意な分野の発見

- ・長所を見つけて評価する。
- ・周囲の理解を促す。

行動上の問題には一貫した対応

- ・共感的にかかわることを基本とする。
- ・増やしたい行動は積極的にほめる。

情報の処理の仕方

- ・視覚的な情報の活用。
- ・集中できるための環境を探る。 等

Contents

学習支援と校内研究

学習(授業)に対する全校的な支援の例

支援を行う場合は、教員個人としての取組ではなく、学校(学年)の教員が共通認識し、協働的に取り組むことが大切です。

授業前・教室環境等

- 授業開始前、着席の励行(基本的生活習慣の確立、学習準備、けじめ)
- 学習用具の準備(授業への集中、刺激の制限)
- 座席配置の工夫(教師の説明への注目)
- 掲示物の配慮(刺激の制限)

授業中

- 活動の細分化と集中(学習活動・内容の理解・複数の活動を指示せず、読む、聞く、書く等、活動ごとに具体的に指示し、集中を促す)
- 時間提示の工夫(タイムタイマーなどを使い活動終了時刻や活動時間を明らかにする)
- 板書の工夫(チョークの色、文字の大きさ、ノートへ写すときの配慮等)
- 理解可能な教材と提示
 - ・ワーク、プリントの作成(つまずきや困難さに対応したワークなどの作成)
 - ・視覚化(言語指示に加えて、カードや図表を用いて、視覚的に課題や内容の理解を促す)

授業後

- ノートチェック(生徒のつまずきや困難さ、課題の把握)

校内研究としての取組(例)

研究テーマ・仮説の背景

支援が必要な児童生徒に分かる授業は、他の児童生徒にもわかりやすい授業になるという視点

研究の目的

主体的に教科学習に取り組む児童生徒の姿

研究の方針

学校(学年)全体で取り組む協働意識

研究の内容

- 効果的な指導方法の検討
- 一斉授業での工夫や改善策

研究の内容

支援のための環境整備

期待される成果
分かる授業の創造

期待される成果
学習環境の最適化

研究の方法

- ・指導方法の工夫
- ・授業形態の工夫
- ・教育課程の検討

研究の方法

- ・指導の場所の工夫
- ・教室環境の見直し
- ・関係機関との連携

学校の状況に応じて、取組可能なところから

各教科での代表的な学習支援の例

国語

- ・毎授業での全員での音読(一文読みや句読点読み)…声を出す機会の設定
- ・群読…人前で話すことが苦手な子への配慮
- ・板書の一行の文字数がノートの文字数と一緒に…文字の読み書き
- ・文章に傍線や囲みを…言葉のまとまりが意識できるように

社会

- ・実物(可能な限り)の活用…抽象化が苦手な子への配慮
- ・具体的な視点や重要箇所のポイント…図表の読み取り
- ・歴史事象のマンガ、紙芝居、ペープサートによる説明…内容の理解
- ・ビデオによる事柄の説明…地理、政治等のあらまし

算数

- ・文章題の図式化…問題の理解
- ・課題量の工夫、配分…学力差への配慮
- ・数値を変えた課題の出題…理解の促進と定着
- ・図形領域での具体物の提示(配付)…抽象化が苦手な子への配慮

理科

- ・実験手順の構造化と実験用具の目印による分類…学習活動の理解
- ・写真、ビデオによる観察経過の記録…経過の理解
- ・実験カードの活用と累加…達成感、満足感
- ・記号や略語へのルビ、解説…学習内容の理解

生活

- ・カードによる学習内容の提示…学習活動の理解
- ・野外活動でのペアリングの配慮…相互援助
- ・ビデオ、写真などの活用…興味、関心の働きかけ
- ・カード等による約束などの提示…決まり・ルールの定着

音楽

- ・パート練習…相互援助
- ・パート発表…歌えない、声を出すのが苦手な子への配慮
- ・色楽譜の活用…合奏への参加、達成感
- ・部分演奏…合奏への参加、達成感

図工美術

- ・作品の制作時間の延長…不器用さへの配慮
- ・貸出用具(絵の具等)の準備…学習への参加
- ・見本、手本の配付、回覧…触感覚へのアプローチ
- ・工作、描画等の補助線の挿入…不器用さへの配慮

技術家庭

- ・カード、写真による作業工程の提示…学習内容の理解
- ・材料への補助線の挿入…不器用さへの配慮
- ・補助用具の用意…学習活動の援助・達成感
- ・写真、カードによる注意点(包丁、のこ等)の提示…危険回避

体育保健

- ・手本等のVTRによる反復提示…学習活動の理解
- ・実技の時間配分の配慮…不器用さへの配慮
- ・グループメンバーの工夫…相互援助
- ・図表、カードによるルールの説明…ルール理解

英語

- ・英単語の小テストの繰り返し実施…達成感
- ・日常生活からの英単語の拾い出し…生活力の向上
- ・基本的会話に用いる基本文の暗記、暗唱…基礎学力の定着
- ・ゲームの実施…意欲の向上

推進上のポイント

支援が必要な児童生徒にとって、通常の学級での一斉授業が分かりやすいものであれば、どの児童生徒にも分かりやすい授業になります。特別支援教育は、支援が必要な児童生徒に対しての特別な教育と考えがちですが、その取組は、他の児童生徒にとっても有効であり、確かな学力へとつながるものと考えられます。

中学校では、教科ごとに担任が変わることから、支援が必要な生徒に対して多くの教員がかかるため、教員間の連携を図った一貫した指導を行うことが大切です。また、複数の教員が支援の必要な児童生徒の実態を把握できるメリットを最大限活用し、共通理解を深めながら指導に生かすことが可能です。

教育的支援体制のための
具体的方策

小・中学生期 相談支援の 充実

- ・学級担任は、本人や保護者と共通理解を図り、支援が必要な児童生徒に対して特別な教育的支援を行う必要があります。共通理解を図るためには、指導の方法や支援の方策等について具体的に話し合います。学校と家庭が連携をして、子どもに対してのかかわりをもつことが重要です。
- ・特別支援教育を進める上で、子どもたち同士が互いに支え合い、共に活動できる学校体制をつくるのが大切です。支援が必要な児童生徒に対する支援に加えて、障害のない児童生徒への説明を必要に応じて検討します。

Contents 共通理解からはじまる相談支援



共通理解

家庭における子どもの様子
学校における子どもの様子
指導や支援の方策 等

推進上のポイント

担任等が行う具体的な指導や支援の内容は、次のような視点で整理していくことが重要です。

- 今すぐにしなければならないこと
～即時性、緊急性のある課題
- 続けて行わなければならないこと
～継続的に着実に取り組む課題
- 長期的な視点で行わなければならないこと
～見通しをもって取り組む課題

コーディネーター・校内委員会

家庭での取組

生活に関するサポート

- 感覚刺激への配慮
 - ・音や臭いなどの刺激の軽減
- リラックスできる環境
 - ・落ち着ける場や時間の確保
- 生活リズムの確立
 - ・睡眠と覚醒の援助
- 余暇、趣味
 - ・日常生活の充実
 - ・意欲の向上

勉強に対するサポート

- 量と時間
 - ・見通しをもった取組
- 学校との連携
 - ・宿題の工夫

コミュニケーションについてのサポート

- 伝えようとする意欲の伸長

教育相談の活用

- 発達や障害の状態について
- 家庭教育について
- 学校教育について
- 進路、教育の場について

担任としての取組

行動の観察

- ・休み時間、給食、担当時間以外の子どもの様子についての観察

環境の整備

- ・情報の整理などの教室設営への配慮
- ・音や景色などの刺激に対する座席への配慮

学校生活上の配慮

- ・見通しがもてるスケジュールなどの提示
- ・指示や注意事項などのカードによる提示

学習における指導の方策

- ・補助プリントの用意
- ・教材、教具の工夫
- ・板書の工夫
- ・IT機器の活用

個別の教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成の検討

- ・コーディネーターとの連携による策定、作成の検討
- ・共通理解の資料として活用
- ・策定、作成における担任への支援 等

学校としての取組

教職員間の共通理解

- ・児童生徒の障害の状態や特性、性格などについての共通理解
- ・配慮や指導方針についての認識の共有

校内支援体制の検討

- チーム・ティーチング
- 支援員の活用
- 学習支援
 - ・放課後指導
 - ・別室における指導

関係機関との連携の検討

- ・支援要請の検討
- ・支援内容の検討
- ・保護者の了解
- ・資料の整理、作成

専門家・関係機関

関係機関との連携による取組

支援の分類

- ・情緒的支援
- ・指導に関する支援
- ・情報の支援
- ・アセスメント

支援の内容

- ・相談
- ・情報提供
- ・指導内容・方法の助言
- ・個別の指導計画の作成への援助
- ・教材教具の提供

支援が受けられる主な関係機関

- 特別支援学校
- ・巡回相談員
- ・専門家チーム 等

Contents 特別な配慮等についての説明

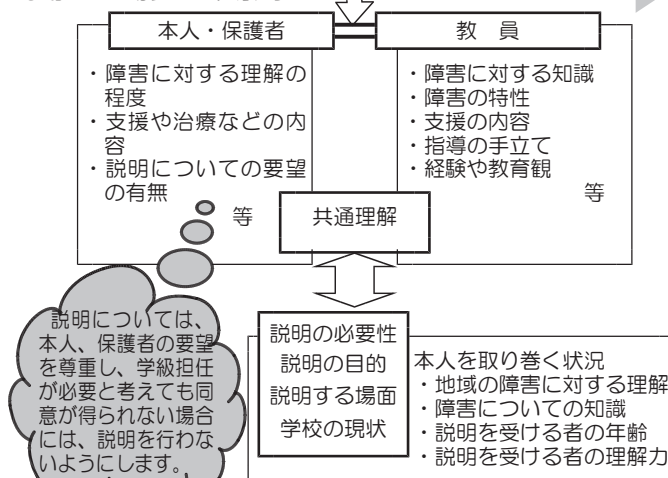
支援が必要な児童生徒の特別な配慮について他の児童生徒や保護者に対して説明が必要と判断される場合、次のことに留意して、慎重に進めることが重要です。

説明の前提

本人の自己理解 ・児童生徒のつまづきや困難さの把握 (P 6 参照) ・児童生徒との信頼関係の構築	保護者との信頼関係 ・子どもと向き合う姿勢 ・日常的な連携 ・指導等についての共通理解	特別支援教育の取組 ・特別支援教育についての基本的な知識と取組 ・環境への配慮 等
--	---	--

普段からの特別支援教育を充実させる学級づくりが大切です。

説明する場合の要素等



説明する場合には

支援の必要がある児童生徒の特別な配慮等について、他の児童生徒や保護者に説明を行う場合、学級担任は教育的な配慮に基づいて説明することが重要です。

- どのような状態で、どのようなことが難しいのか。
- 他の児童生徒は、どのようにかわったらよいのか。
- 支援が必要な児童生徒だけが、特別な存在ではないこと。
- 支援が必要な児童生徒の得意なことや努力の様子を伝えること。

※全てを説明するのではなく、目的や必要性、児童生徒の理解力等に応じた検討が必要です。

説明をする場面

児童生徒からの質問に対して説明をする場合 質問をした児童生徒の年齢や理解力に応じて、分かりやすく丁寧に説明することが大切です。	学級等で計画的に説明をする場合 特別支援教育の意義、具体的な支援の方法を明確に説明し、教育的な配慮がマイナスイメージに結びつかないような説明が必要です。
---	--

推進上のポイント

学級づくり

特別支援教育を充実させるための学級づくりは、様々なニーズの子どもたちが共に育つ学級づくりという視点からの取組が大切です。

学級づくりにおいて、支援が必要な児童生徒に対する指導と合わせて、生活や学習の環境の整備や学級の児童生徒への理解等、本人や周りの状況を普段から整えることが必要です。

求められているニーズに対しては、学級の小さな変化や課題を見逃すことなく、できることから取組を始めることが大切です。また、学級担任が一人に対応することには限りがあるため、学年や教科の教員たちがチームを組んで取り組むことが重要です。

取組の例

- 学級の状況の把握
 - ・学級生活の満足度や学校生活の意欲。
 - ・集団活動の状態。
 - ・集団の中の子どもの関係。
- 学級のルールづくり
 - ・集団生活を送る上での決まりづくり。
 - ・人とかかわり方やマナーの指導。
- 変化への対応
 - ・子ども同士の気になる行動(悪ふざけ、いたずら、からかい等)への対応。
 - ・当番や係活動の取組、学習態度の変化などへの対応。
- 子ども一人一人の気持ちの把握
 - ・支援が必要な児童生徒への個別対応が多くなることから、他の児童生徒の気持ちを把握する。

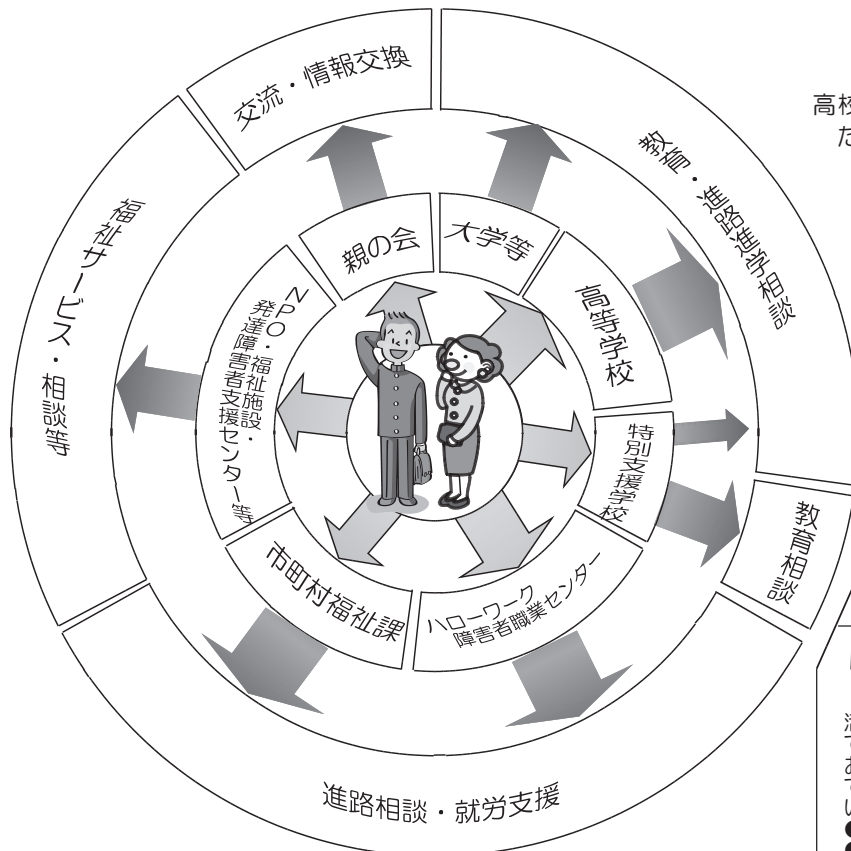
児童生徒への説明

学級の児童生徒への理解を促すときには、年齢や理解の程度に応じて、分かりやすい説明を行います。説明をする場合には、特に次のことに留意することが大切です。

- 気持ち～本人・保護者の悩み、願い、希望、苦しみ等
 - ・他の子への共感的な気持ちを育てたり、他者の視点に立つことを教えることが大切です。
 - 努力や長所～その子の努力、肯定的な性格、行動
 - ・支援が必要なこと(障害がある)と本人の人格や性格は違うことを説明します。支援の必要性が明確になるように説明をします。
 - 協力～周囲がサポートできる内容
 - ・「～してあげる」というかかわりではなく、一緒に、応援する、手伝うという姿勢で導くことが大切です。
 - 対応～どのようにふるまえば良いのかを具体的に説明
 - ・嫌な思いをさせる対応や環境などの体験などから適切なサポートの仕方を考えさせたり、教えたりします。
 - 存在～その子が特別な存在ではないこと
 - ・その子への支援は、つまづきや困難さに対する支援で、誰にも得意、不得意があり、「みんな同じ○○」「みんな違う○○」の表現スタイルがあることを伝えます。
- ※障害名については、プライバシーや障害についての知識や理解の程度に差があるため、説明については、慎重に扱うことが重要です。

● 高校生期

関係機関とその役割



高校生期においては、卒業後の自立した生活に向けて、支援の内容や支援に関係する機関が、幼児期や小・中学生期と大きく変化します。この時期の支援は、生徒それぞれの将来を見据えて、生活上の支援や就労及び進路上的の支援を考え、適切な関係機関と連携をしていく必要があります。また、様々な福祉制度に目を向け、自立に向けた支援が行われるように、学校での支援体制を構築していく必要があります。

生活に関する主な関係機関

障害者総合相談支援センター

(各支庁ごと)

障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、年齢、障害種別を超えて総合相談を行うとともに、市町村における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を行うために設置されています。

- 圏域内の体制づくり
- 市町村への支援
- 専門機関の情報提供と紹介
- 福祉制度に関する相談
- 普及・啓発

発達障害者支援センター

(札幌、函館、帯広、旭川)

発達障害者支援法に基づき、発達障害のある人の幼児期から学齢期、成人期に至るまでの各ライフステージで生じる様々なニーズに応えられるよう、総合的かつ一貫的な支援を行うための拠点として設置されています。

- 研修会の企画・運営
- 発達や心理評価
- 個別相談
- 一時保護への対応
- 機関支援
- 市町村への支援
- 普及・啓発
- 就労支援

障害者就業・生活支援センター

(札幌、小樽、函館、釧路、帯広)

就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、医療、福祉、労働、教育などの関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋など、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行っています。

- 就業面の支援
 - ・ 就職に向けた準備支援
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
 - ・ 障害特性を踏まえた雇用管理についての職場への助言
- 生活面の支援
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

進学に関する主な関係機関

各大学等の入学センター

大学のことやキャンパスライフ、入試などについての相談窓口になります。

- 入学センターが行っている主な業務
 - ・ 入学者選抜に係る実施計画の策定
 - ・ 学生募集の企画・立案及び実施
 - ・ AO (アドミッション・オフィス) 入試の実施
 - ・ オープンキャンパスの企画・立案及び実施
 - ・ キャンパス説明会「進学懇談会&相談会」の企画・立案及び実施
 - ・ 進学説明会、進学ガイダンス、進学セミナー等への進学相談参加
 - ・ 入学者選抜方法の調査研究
 - ・ 大学受験者、保護者の方々への進学相談
 - ・ AO入試、推薦入学の合格者に対する入学前教育の企画、実施等

各大学等の学生相談室

一人一人が充実した学生生活を送れるように様々なサポートをしていく場所です。

- 心身の健康に関すること
- 性格に関すること
- 対人関係に関すること
- 日常生活に関すること
- 経済上の問題等

※詳細については、各大学等への問合せが必要です。

就職に関する主な関係機関

ハローワーク

就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介などの支援や事業主に対する雇用の指導や支援を行っています。

- 職業相談・職業紹介
 - ・ 求人、求職者登録に基づいた相談、紹介
 - ・ 公共職業訓練の斡旋
 - ・ トライアル雇用
 - ・ 雇用管理上の配慮についての助言
 - ・ 専門機関の紹介
 - ・ 各種助成金案内
- 障害者向け求人確保
- 雇用率達成指導
- 障害者雇用率達成指導と結びつけた職業紹介
- 関係機関との連携

障害者職業センター (札幌・旭川)

ハローワークとの密接な連携の下、障害者や事業者に対しての職業リハビリテーションを実施しています。

- 障害者に対するサービス
 - ・ 職業評価
 - ・ 職業準備の支援
- 障害者、事業者双方に対するサービス
 - ・ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
- 事業主に対する支援
 - ・ 相談援助
 - ・ 雇用管理サポート



小学校4年生のときに医師からLDの診断を受けている。「読む」「書く」ことに苦手さがあり、画数の多い漢字になると正しく書きとることが難しい。しかし、絵を描くことが好きで、中学生の時に作品展で入選をしたことがある。

事 柄	本人の様子等	支援者のかかわり・対応・手立て等
中学3年 ▷進学に向けて ▷引継ぎ	・美術部のある高校への進学を希望する。 ・学校見学等を経て、市内の高校への進学を希望する。	・中学校は、希望に合うような高校の情報を収集。 ▶ ○保護者は、本人と一緒に高校を見学する。 ○保護者：本人は、担任との懇談を経て、希望の学校への進学を決める。 ・高校は、中学校の担任、高校のコーディネーター、管理職、学年主任などで本人の支援の方策などについて引継ぎを行う。 ・高校は、校内委員会中学校での配慮事項についての共通理解と、対応について話合う。
高校1年 ▷高校入学 ▷学習面でのつまずき ▷研修会の実施 ▷レポートの提出が遅れる	・希望の高校へ入学。美術部へ入部する。 ・特に国語と英語を苦手としており、テストで点数をとることができない。 ・教科書の音読では、たどたどしい読み方に、周りの生徒から冷やかな視線を浴びる。 ・自分の思っていることを文字にすることができず、レポートを作成することができない。担任に相談する。	▶ ○保護者は、教科書にルビをふるなどの工夫をする。 ▶ ・高校では、教職員全員のLDに対する理解が進んでいないため、教科担当者によって対応の仕方に違いがある。 ・学年会で、Cさんの対応について話合われる。 ・校内委員会で、中学校での対応についての確認及びLDに関する校内における理解の必要性を検討する。 ・発達障害への理解を深めるため、研修会が企画され、特別支援学校に講師を依頼する。 →LDに対する理解が深まる。 →教職員の生徒のつまずきや困難さへの理解が高まり、具体的な対応について考えるようになる。 ・高校は、特別支援学校との連携ができ、対応についての相談をしたり、校内委員会のアドバイザーとして特別支援学校のコーディネーターに参加してもらうようになる。 ・担任からの要請で校内委員会でパソコンを使い、提出物を作成することを認める。
高校2年 ▷友人関係の悩み	・学業不振から、冷やかしの陰口を言われることがあり、腹痛等を訴え、養護教諭に相談する。 ・養護教諭が理解者となり、相談の場ができ、気持ちが安定する。 ・美術部の活動は、楽しい時間であったが、学級では、自分のことは分かってくれないと居場所のなさを感じている。	▶ ・養護教諭は、カウンセリングを行い、友達関係の悩みについて話を聞く。 ▶ ・担任と養護教諭は、スクールカウンセラーに相談をし、生徒へのカウンセリングをする。 ・校内委員会で、周りの生徒への理解の必要性について話合われる。 →担任は、ホームルームの時間に発達障害への理解やLDの疑似体験の学習を行いたいと保護者に申し出、内容などを話合う。 →高校は、特別支援学校に障害理解のための授業についての支援を求め、特別支援学校のコーディネーターが担任と共に授業を行う。
高校3年 ▷進路について	・本人への理解が進み、生徒による学習中の適切な支援や本人から積極的に支援を求める様子が見られる。 ・地域的美術展に入選する。 ・卒業後の進路をどうするか、自分の考えが定まらない。 ・保護者とハローワーク、障害者職業センターを訪問。職業相談を受ける。 ・就職を目指し、担任、進路指導部、ハローワーク等の相談を受け、就職に向けた準備を始める。	▶ ・担任は、三者懇談で本人や保護者の意向を踏まえ進路支援を行う。 ・担任は、進路指導部と連携をし、ハローワーク、障害者職業センターより、発達障害のある生徒の就労についての情報を得る。

高校生期 支援の方策 の充実

- ・高校のコーディネーターが、自校の特別支援教育を推進するために担う役割は、学校の状況や在籍する生徒の実態などに応じて様々です。
- ・支援が必要な生徒に対する指導や配慮事項などは、指導に直接かわからない教職員も含めて、校内研修等で全教職員が共通理解することが求められています。

Contents 高等学校のコーディネーターの役割

コーディネーターの役割

関係機関との連携

連絡・調整の窓口

関係機関 の把握

- ・教育、福祉、医療、労働等の情報収集、整理 (P8、16参照)

関係機関との窓口

- ネットワークづくり
医療、福祉、労働他
- 巡回相談員の窓口
・相談者、日程の調整
・相談の体制づくり
- 専門家チームの窓口
・依頼
・資料の作成調整
・保護者説明
・助言等の活用

関係機関との連絡・調整機能
・関係機関と連携することができるように連絡、調整

施設設備等の提供機能

- ・障害のある方の余暇や生涯学習、交流活動の支援

相談・情報提供機能

- ・生徒等についての相談や指導に関する情報の提供

生徒等への指導・支援機能

- ・教育的なニーズを把握して適切な指導

研修協力機能

- ・教員や保護者への研修の協力

教員への支援機能

- ・課題のある生徒等の指導に困っている教員への支援

特別支援学校の センター的機能

担任への支援

- 状況の整理
- 生徒の理解と支援体制
・担任と一緒に考え、担任が悩みを解決する糸口を
・担任一人ではなく、複数の教師などで支援していくことを目指す

校内委員会の推進

校内での対応策の推進

- ニーズの把握と情報収集
・担任の悩み・問題行動への対応
・保護者の要望・校内の人材の把握

校内ケース会議の運営

- ・保護者の協力
- ・関係者からの情報収集
- ・会議の連絡、調整
- 状況報告
・現状と課題の明確化
- 校内での具体的取組や指導の方針
- 関係機関等への依頼検討

保護者に対する相談窓口

- 気持ちの受け止め
- 対応策～保護者と共に考える姿勢
- 支援体制

校内研修の企画・実施

- 研修会の立案 (P19参照)
- 実施と評価

推進上のポイント

コーディネーターは、生徒のつまずきや困難さに対して気付きの視点をもつことが重要です。また、コーディネーター一人が特別支援教育に取り組むのではなく、学校としての取組となるように考えていくことが重要です。そのためには、校内体制を整えて、適切な関係機関と連携していくことが大切です。地域において学校が連携できる関係機関がどこなのか、どのような支援を受けることができるのかなどの情報を集めます。

つまずきや困難さについての気付きの視点

学習面において

- ・興味のある教科とそうでない教科の取り組み方に大きな差がある。
- ・板書された内容をノートに書きとることが苦手。
- ・授業中に周囲の音が気になり、教師の言っていることが分からない。
- ・こだわると時間の切り替えがうまくできないことがある。
- ・具体的に指示されたことはできるが、自分で計画を立てることがうまくできない。
- ・一つのことに興味があると、ほかのことが考えられないように見える。
- ・質問の意図とすれている発表、発言がある。

生活、行動面において

- ・場の雰囲気や暗黙のルールを理解できない。
- ・人に含みのある言葉や嫌みを言われても、気付かないことがある。
- ・人の話を字義どおりに理解する。
- ・丁寧すぎる言葉遣いをしたり、態度をとる。反面、初対面でも相手を不愉快にさせることを言う。
- ・場面に関係なく、声を出すことや独り言が多い。
- ・自分だけが、長々と話し続ける。
- ・集団行動やグループでの学習を逸脱することがある。
- ・特定の物や記号、順序や配列への固執がある。

大阪府教育委員会(2006)「高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために」より。

Contents 校内研修の内容等

校内において特別支援教育に対する共通理解を図る研修会を行うことは非常に有効です。研修を進める上では、校内の特別支援教育に対する意識や理解の状況、校内におけるニーズを把握した上で、どのような研修が有効かを校内委員会等で検討する必要があります。

研修会の講師の依頼に当たっては、依頼先に学校の状況など(右図参照)を事前に伝えることで充実した研修につながります。

研修会の実施に際しては、全校研修にするのか、問題や課題などに応じた少人数の研修会にするのかなど、目的や参加の対象、回数を研修内容に応じて検討し、計画的に取り組むことが重要です。

高等学校での特別支援教育の研修実践例

学校の概要

A 高等学校(全日制普通科)	
全校生徒	447名(1学年4学級)
教職員数	48名
コーディネーター	有(生徒指導部長)
校内委員会	有(特別支援委員会)

校内委員会で、支援が必要な生徒が在学していることから、特別支援教育についての取組が必要と判断。道立特別支援教育センター、管内の特別支援学校(高等養護学校)に研修についての依頼を行う。

依頼先の例

- 地域の特別支援学校
- 福祉、医療、労働等の関係機関
- 大学等
- 北海道立特別支援教育センター等

依頼におけるポイント

- 参加者数
- 学校の状況
- 課題や問題
- 現在までの取組
- 研修に対するニーズ
- 生徒の様子等

1回目

- 日時 5月14日 15:30～
- テーマ 「特別支援教育の制度と考え方」
- 対応 校内研修会(全体研修)
- 対象 全教職員
- 講師 道立特別支援教育センター
- 時間 90分
- 目的・内容等
 - ・特別支援教育の概要
 - ・校内体制と支援
 - ・特別支援学校との連携

※次回を地域の特別支援学校からの研修支援とする。

- 成果
 - ・校内の特別支援教育への取組の始まりを職員間で共通認識できた。
 - ・特別支援教育への取組の方向性や内容について知るとともに、支援先などの情報を得ることができた。

2回目

- 日時 8月24日 15:30～
- テーマ 「発達障害についての基礎知識」
- 対応 校内研修会(全体研修)
- 対象 全教職員
- 講師 特別支援学校コーディネーター
- 時間 120分
- 目的・内容等
 - ・発達障害の理解と特性
 - ・障害の特性に応じた支援の方法
 - ・障害に配慮した授業
 - ・二次的な障害を防ぐために
 - ・進路指導の進め方

- 成果
 - ・発達障害の特性について理解でき、生活上の支援や学習上の配慮の方法について学ぶことができた。
 - ・進路や二次的な障害への対応等、今後の課題や取り組む内容について整理することができた。

3回目

- 日時 9月2日 13:00～
- テーマ 「Dさんの具体的支援について」
- 対応 ケース会議等
- 対象 当該学年担当者
- 講師 特別支援学校コーディネーター
- 時間 午後半日
- 目的・内容等
 - ・Dさんの授業等の参観
 - ・ケース会議の参加
 - ・生活、授業上の具体的支援の方法
 - ・学校の支援体制と保護者支援の在り方

- 成果
 - ・Dさんに対する具体的な手立てや授業改善の視点、方策を学べた。
 - ・少人数の中で話すことができ、課題について、具体的で、即時的な方策に関して研修することができた。

研修参加者の意見・感想から

特別支援教育について初めて話を聞くことができました。話を聞くと、今日から行えることが分かりました。また、このことを知っているのと知らないのでは、大きな違いがあると思いました。今日はありがとうございました。

今まで、受けもった生徒の中にも支援が必要な生徒がいたように思います。今回の話を聞いていることができれば、違いかかわり方ができたと思います。本人には、申し訳ないようなと思いますが、今後のかかわり方を考える上では、非常に参考になりました。

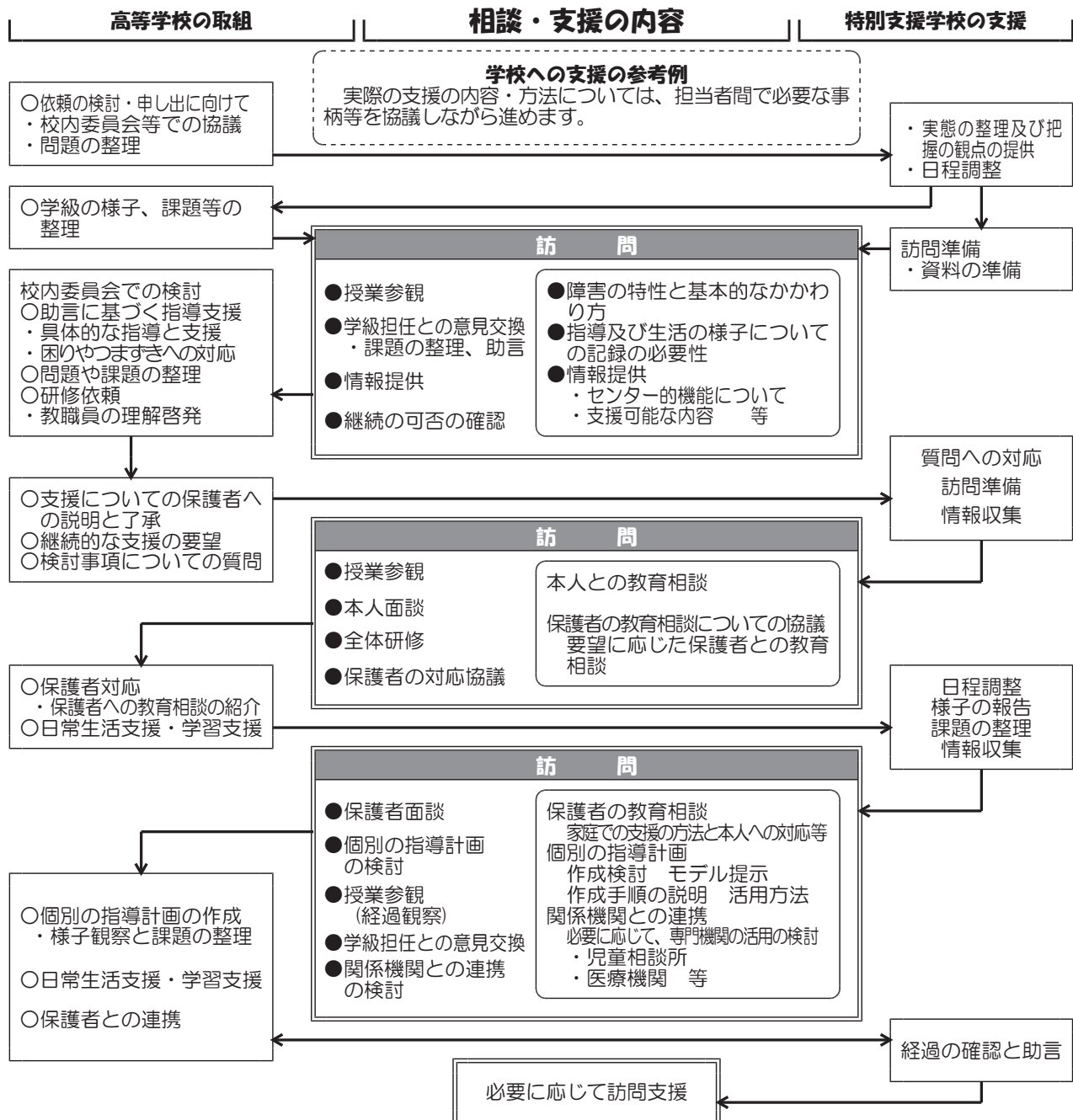
私たちの考えつかないところに生徒は困っていたり、傷ついていることが分かりました。ちょっとした授業の工夫やかかわり方で生徒の理解が高まることが分かりました。また、障害の有無に関わらず、生徒に分かりやすい授業をつくる上でとても参考になりました。

高校生期 相談支援の 充実

- ・生徒に対する具体的な指導の方法や支援の方策を検討する場合、特別支援学校のセンター的機能を活用して電話や訪問による相談を受けることは、非常に有効です。
- ・進路支援については、学校が進路に向けて体制を整え、関係機関と連携しながら、本人・保護者が相談・助言を受けるなど、自立に向けた進路選択ができるよう支援していくことが大切です。

Contents センター的機能の活用

特別支援学校を活用した相談・支援の例



Contents 進路相談・就労相談

※1 キャリア発達～過去、現在、将来の自分を考えて、社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実現すること

※2 キャリア～個人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖、及びその過程における自己と働くこととの関連付けや価値付けの累積

在学中からのキャリア教育の推進

就労支援に取り組んだ 高等学校の実践例

適職を見つけるための取組

本人への支援等

- 本人の自己理解能力・適性
 - ・働くための基礎的能力
 - ・得意なこと、苦手なこと
- 職業観
 - 働く目的・意思
 - ・就職したい気持ち
 - 興味・指向
 - ・何に興味があるのか
 - ・何がしたいのか

学校としての取組

- 本人の意識・意欲・自己醸成
- 就業に必要な基礎的能力
- きめ細やかな進路支援
- 方策**
 - 在学中の個別の移行支援計画に基づいた職業教育
 - 体力、耐力、S ST、社会生活能力の指導
 - 本人の特性にあった就職先の紹介
 - 就業体験(インターンシップ・職業訓練)

- 1年 キャリア教育としてのインターンシップ
 - ・生徒全員を対象としたインターンシップ
 - ・9月(5日間) ・町内企業
- 2年 支援が必要な生徒のインターンシップ
 - ・夏季休業中(6日間) ・町内の工場
- 3年 支援が必要な生徒の職業訓練
 - ・夏季休業中(5日間) ・障害者職業センター

- ・生徒一人一人の勤労観や職業観を育てる。
- ・望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につける。
- ・自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる。
- ・生徒一人一人のキャリア発達^{※1}を支援し、それぞれにふさわしいキャリア^{※2}を形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる。

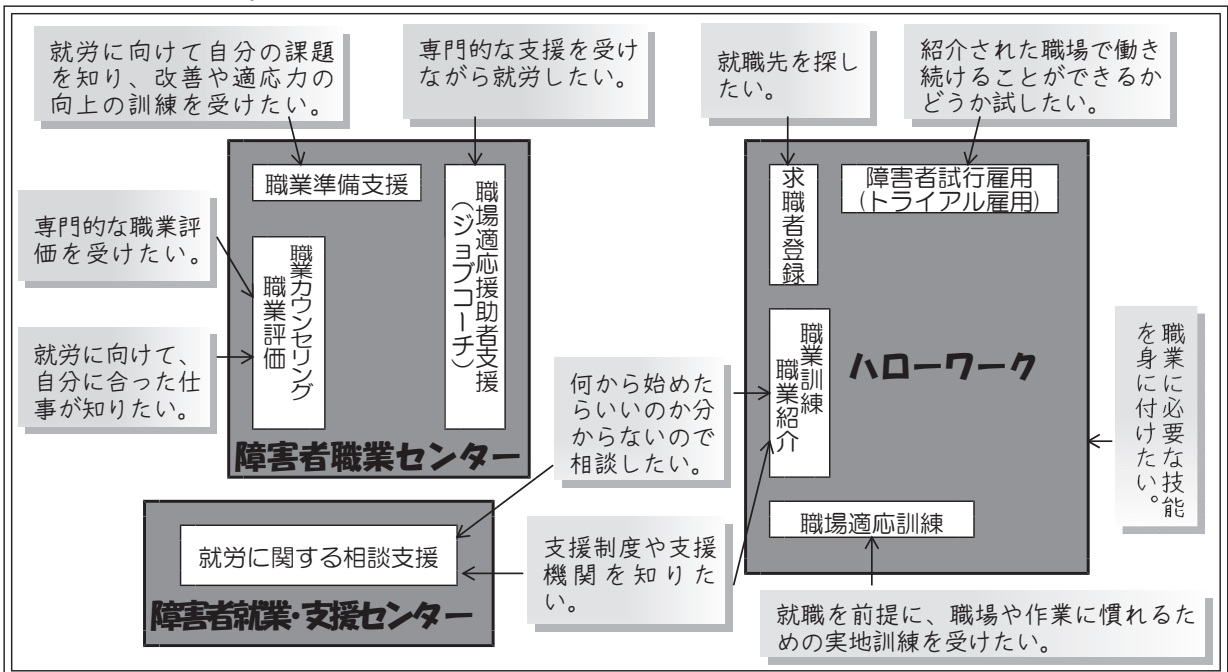
- ・発達段階や発達課題を踏まえる。
- ・個人差に留意しながら、適時性や系統性に配慮する。
- ・職業や進路など、キャリアに関する学習と教科や科目の学習を相互に補完させる。
- ・「働くこと」への関心や意欲を高揚させて学習意欲を向上させる。

発達に課題のある生徒の中には、自分の適性が分からず、就職先や進学先をどう見つけたら良いのか悩んでいることがあります。

学校は、生徒の社会自立を促す上で、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能などについて計画的に扱い、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てることが大切です。

就職に向けた準備支援

求職活動支援



教育的支援体制のための
具体的な方策

引用文献

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2003)今後の特別支援教育の在り方について(最終報告).
- 2) 内閣府(2002)障害者基本計画(平成14年12月決定).
- 3) 中央教育審議会(2005)特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申).
- 4) 大阪府教育委員会(2006)高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために.

参考文献

- 1) 相川恵子(2006)障害を通常の子どもにどう伝えるか.実践障害児教育,学習研究社,401,2-7.
- 2) 安藤隆男編(2006)講座特別支援教育3特別支援教育の指導法.教育出版.
- 3) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2007)学校コンサルテーションを進めるためのガイドブック.ジアース教育新社.
- 4) 福岡心理テストセンターホームページ. <http://www.f-sinri.jp/index.html>
- 5) 福島県立川俣高等学校(2006)平成17・18・19年度文部科学省研究指定研究開発学校中間報告書.
- 6) 樋口一宗(2007)特別支援教育のいま、これから.指導と評価,636,日本教育評価研究会,4-8.
- 7) 日向正明(2007)特別支援教育コーディネーターは機能しているか.教職研修,424,教育開発研究所,42-45.
- 8) 平山諭・江田裕介・西川公司(2000)教科別にみる学習障害児の指導.福村出版.
- 9) 廣瀬由美子・東條吉邦・加藤哲文(2004)すぐに役立つ自閉症児の特別支援Q&Aマニュアル.東京書籍.
- 10) 北海道教育委員会(2002)就学指導の手引.
- 11) 北海道教育委員会(2004)特別支援教育における相談支援のための手引.
- 12) 北海道教育委員会(2006)本道の小・中学校等におけるLD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック.
- 13) 北海道教育委員会(2007)特別支援教育に関する基本方針(案).
- 14) 北海道教育委員会(2007)幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育推進のためのQ&A.
- 15) 北海道立特別支援教育センター(2007)平成19年度北海道立特別支援教育センター要覧.
- 16) 北海道立特別支援教育センター(2007)平成19年度研修事業案内.
- 17) 北海道立特別支援教育センター(2007)特集 北海道の特別支援教育の新たな段階.特別支援教育ほっかいどう,9.
- 18) 北海道立特殊教育センター(2006)研修事業案内.
- 19) 北海道立特殊教育センター(2003)特集 特別支援教育への転換.特別支援教育ほっかいどう,1.
- 20) 北海道立特殊教育センター(2004)特集 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応.特別支援教育ほっかいどう,2.
- 21) 北海道立特殊教育センター(2004)特集 特別支援教育の推進.特別支援教育ほっかいどう,3.
- 22) 北海道立特殊教育センター(2005)特集 特別支援教育の実現.特別支援教育ほっかいどう,4.
- 23) 北海道立特殊教育センター(2005)特集 校内支援体制及び地域ネットワークの充実.特別支援教育ほっかいどう,5.
- 24) 北海道立特殊教育センター(2006)特集 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申).特別支援教育ほっかいどう,6.
- 25) 北海道立特殊教育センター(2006)特集 校内支援体制を改善し、充実するために.特別支援教育ほっかいどう,7.
- 26) 北海道立特殊教育センター(2007)特集 北海道の特別支援教育の充実と発展.特別支援教育ほっかいどう,8.
- 27) 北海道立特殊教育センター(2004)PEARLS OF WISDOM～特殊教育のノウハウの活用～.
- 28) 北海道立特殊教育センター(2005)特別な教育的ニーズのある児童生徒への教育用コンテンツの効果的な活用

- 29) 北海道立特殊教育センター(2005)幼稚園、小・中学校、高等学校等が活用できる盲・聾・養護学校のセンター的機能.研究紀要,18.
- 30) 北海道立特殊教育センター(2006)教員の専門性を高める研修の内容及び方法について.研究紀要,19.
- 31) 北海道立特殊教育センター(2006)幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実.研究紀要,19.
- 32) 千川隆(2005)通常の学級にいる気になる子への支援.明治図書出版.
- 33) 星野仁彦(2004)知ってて良かった、アダルトADHD.ヴォイス.
- 34) 一番ヶ瀬康子監(1998)リハビリテーション介護とは何か.一橋出版.
- 35) 神奈川県教育委員会/高校生インターンシップ推進協議会(2006)高校生インターンシップ実践の手引き.
- 36) 厚生労働省・全国社会福祉協議会(2007)障害者自立支援法の円滑な施行に向けて.
- 37) 厚生労働省発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会(2006)発達障害のある人の雇用管理マニュアル.
- 38) 厚生労働省/独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2007)事業主と障害者のための雇用ガイド障害者の雇用支援のために.
- 39) 河村茂雄(2005)ここがポイント学級担任の特別支援教育.図書文化社.
- 40) 河村茂雄(2006)Q-Uによる特別支援教育を充実させる学級経営.図書文化社.
- 41) 松為信雄・菊池恵美子(2006)職業リハビリテーション学[改訂第2版].協同医書出版社.
- 42) 文部科学省(2004)小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(平成16年1月策定).
- 43) 文部科学省(2005)キャリア教育の推進に向けて.
- 44) 文部科学省(2006)高等学校におけるキャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議報告書.
- 45) 文部科学省(2006)小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引.
- 46) 文部科学省(2007)「特別支援教育支援員」を活用するために.
- 47) 名寄市総合療育センター(2007)名寄市総合療育センター概要.
- 48) 新元朗彦(2006)子どものためにできる111のこと.東洋出版.
- 49) 日本発達障害ネットワーク編(2007)発達障害の早期発見、早期支援ガイドブック.
- 50) 大村市立郡中学校(2006)平成16・17・18年度文部科学省研究開発学校指定特別支援教育研究紀要.
- 51) 尾崎ミオ(2006)家庭でできるサポートのポイントは？.児童心理臨時増刊,852,金子書房,132-137.
- 52) 斎藤佐和(2006)特別支援教育の基礎理論.教育出版.
- 53) 佐藤比呂二(2006)知的障害を併せ持つ自閉症児とのかかわりから見えるもの.児童心理臨時増刊,852,金子書房,62-67.
- 54) 佐藤暁(2007)見て分かる困り感に寄り添う支援の実践.学習研究社.
- 55) 下司昌一編(2005)現場で役立つ特別支援教育ハンドブック.日本文化科学社.
- 56) 品川裕香(2006)気になる子がぐんぐん伸びる授業.小学館.
- 57) 高森明(2007)アスペルガー当事者が語る特別支援教育.金子書房.
- 58) 竹内孝仁(1997)リハビリテーション概論.建帛社.
- 59) 藤堂栄子(2006)子どもが学習でつまずいたとき.児童心理臨時増刊,852,金子書房,138-142.
- 60) 特別支援教育在り方検討委員会(2006)北海道の特別支援教育の在り方について(第1次報告).
- 61) 特別支援教育在り方検討委員会(2007)北海道の特別支援教育の在り方について(第2次報告).
- 62) 柘植雅義(2007)教職研修増刊、特別支援教育100問100答.教育開発研究所.
- 63) 中央教育審議会(2005)特別支援教育を推進するための制度の在り方について.
- 64) 上野一彦・緒方明子・柘植雅義・松村茂治(2005)特別支援教育基礎用語100.明治図書出版.
- 65) 山田浩司(2006)担任教師.児童心理臨時増刊,849,金子書房,96-101.
- 66) 吉田昌義(2005)つまずきのある子の学習支援と学級経営.東洋館出版社.
- 67) 全国LD親の会(2004)LD・ADHD・高機能自閉症等とは？.
- 68) 全国心身障害児福祉財団(2007)特別支援教育ハンドブック.
- 69) 全国特別支援教育推進連盟(2007)よりよい理解のために交流及び共同学習事例集.ジアース教育新社.

抄 録

分 類 記 号	主 題 名	特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の総合的な教育的支援体制の充実に関する研究 幼児期、小・中学生期、高校生期における市町村域での連携・支援・相談の充実に向けて	
I 1 - 0 1			
北海道立特別支援教育センター		平成20年 3 月	2 3 ページ
本研究は、各学校等が市町村域において、各年齢段階にかかわる支援者が取り組む、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の教育的支援体制に役立つ連携、支援、相談についての情報を整理し、その充実のための方策を検討した。 研究に当たって、市町村域における教育的支援体制充実に向けての文献や資料、事例の収集等により、各年齢段階ごとの関係機関との連携と役割及び支援の方策の充実、相談支援の充実について、具体的な方策についてまとめることができた。			
キーワード	特別支援教育、教育的支援体制、年齢段階、幼児期、小・中学生期、高校生期、市町村域、関係機関、支援の方策、相談支援		